

随意契約理由書

件 名	三宮駅他昇降機設備管理業務		
契 約 の 相 手 方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社		
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当		
随意契約の理由 本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線に設置されている昇降機設備の定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。 昇降機設備の定期的な保守点検、検査は建築基準法で定められており、機器の性能及び安全性を確保し、人身事故等の事故を未然に防ぐためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要であり、それは他のメーカーでは不可能である。 よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーである三菱電機㈱より保守管理業務を含むビルシステム事業を承継された上記業者と随意契約を行う。			
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 内線 6604)		